

動物愛護推進員
活動のしおり(案)

平成27年3月
岐阜県・岐阜市

目次

I	動物愛護推進員の概要	2
II	協議会の概要	5
III-i	岐阜県での動物愛護推進員の活動事例	7
III-ii	岐阜市での動物愛護推進員の活動事例	7
IV	動物愛護推進員活動の参考となるQ & A	8
V	岐阜県及び岐阜市が行う動物愛護推進事業の年間計画（予定） （平成27, 28年度）	12
VI	動物由来感染症について	13
	（資料）	
1.	岐阜県動物愛護推進員設置要綱	18
2.	岐阜市動物愛護推進員設置要綱	21
3.	岐阜県動物愛護推進協議会設置要綱	24

I 動物愛護推進員の概要

1 動物愛護推進員の趣旨・目的

動物愛護推進員は、県知事等によって委嘱され、動物愛護管理に関する活動を行っていただく方々です。

愛護動物の適正な飼養及び保管を推進するためには、行政機関の他にも地域に根付いた活動を行える民間の専門家や有識者の日頃の献身的な活動や動物愛護管理行政との適切な連携が重要であること等から、平成11年の動物愛護管理法改正によって設けられた措置です。

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（動物愛護推進員）

第38条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

動物愛護推進員は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから選任されることとなっており、岐阜県・岐阜市では、平成17年2月から動物愛護推進員の委嘱を行っています。

2 動物愛護推進員の活動内容

動物愛護推進員の活動内容は、動物の愛護及び管理に関する法律で次のように規定されています。

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（動物愛護推進員）

第38条2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。
- 五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

二及び三については、「その求めに応じて」と規定されていますので、相手方の求めがあることを前提として助言、支援などを行うことができると限定されていますが、一、四及び五については、規定上そのような限定はありません。

しかしながら、動物愛護推進員には、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく立入検査や勧告等の行政権限はなく、ボランティア活動が基本となっています。

一に関連する活動の具体例として、飼い主から適正飼養に関する相談を受けることなどがありますが、動物愛護推進員が積極的な飼い方指導に踏み込むことによって、住民間のトラブル解消の仲裁に引き込まれるなど、ボランティア活動では対応できない事例に遭遇することもあります。このため、適正飼育相談を活動として行おうとする場合には、民事の争いに引き込まれないような注意が必要であり、対応ができない

事例が発生した場合に備えて、県との連携ができる体制を確保しておくことが必要となります。

また、動物愛護推進員は、都道府県知事等から委嘱を受けるため、都道府県等が進めている施策に反するような活動は基本的にはできないこととなります。

動物愛護推進員活動の具体例としては、概ね次のようなものが挙げられます。

①個人活動（グループでの活動も含む）

○動物の愛護と適正な飼養の重要性についての普及・啓発に関する活動

- ・「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の普及啓発活動
- ・動物との適切なふれあいを広げる活動
- ・動物の飼い主等から適正な飼養に関する相談を受ける活動

○繁殖制限対策に関する活動

- ・地域住民や動物の飼い主に対して、繁殖制限対策の必要性についての普及啓発
- ・飼い主からの求めに応じて、繁殖制限対策に関する情報提供及び指導

○終生飼養と譲渡に関する活動

- ・地域住民や動物の飼い主に対して、終生飼養の必要性についての普及啓発
- ・飼い主からの求めに応じて、犬、猫の譲渡に対する支援や情報提供

②国や県が実施する施策への協力

○動物の適正飼養普及啓発事業

動物愛護週間行事への協力、犬のしつけ方教室での講師等

○学校や老人施設等での動物とのふれあい事業

○引取動物等の譲渡推進事業

○犬、猫の不妊去勢推進事業

○終生飼養と譲渡に関する活動

○人と動物の共通感染症に対する正しい知識の普及啓発事業

○動物の所有者確認のための標識等普及事業

○被災時動物同行避難への備え等のための普及啓発事業

3 行政（動物愛護担当職員）との連携

動物愛護推進員制度の基本は、県が進めている動物愛護管理に関する取組を推進員の連携によって充実を図っていくことであり、県の動物愛護管理担当職員と推進員の連携がこの制度の重要なポイントです。

そのため、動物愛護推進員は、常日頃からこの動物愛護管理担当職員と密接な連携を維持してください。

動物愛護管理担当職員との連携の例は、次のようなものが考えられます。

①活動に関する事前協議

動物愛護推進員活動は、県の施策に添った形や地域特性に応じた形で計画し、実践していく必要があることや、動物愛護管理担当職員からの要請や指示によって行うものが多いので、動物愛護担当職員と事前に協議を行い、了解の得られた活動を行うようにしてください。

②連絡体制の整備

動物愛護推進員だけでは解決できない事例が発生したときには、動物愛護担当職員にすぐに連絡し、相談や応援を求められるような体制を整えることが必要です。

③意見交換の場の設定

動物愛護推進員同士や動物愛護管理担当職員との意思疎通を図るため、活動報告会などの場を利用して、推進員同士の意見交換、活動報告、活動内容の検討を行ってください。

④活動報告の提出

1年間の活動状況について翌年5月末日までに決められた様式（20ページ、23ページ参照）で保健所等へ報告してください。

また、推進員の皆さんが活動していただく機会を増やすため、今後の活動に対する提案事項も合わせて報告してください。

II 協議会の概要

1 協議会の趣旨・役割

動物の愛護及び管理に関する法律では、動物愛護推進員の委嘱推進や活動に対する支援等に関して必要な協議を行うための協議会を組織することができます。

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（協議会）

第39条 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

県が動物愛護推進員を委嘱する際の候補者推薦や、県が行う委嘱事務への協力、動物愛護推進員が地域に根ざした活動をする場合の支援や県の動物愛護管理担当職員とのパイプ役を果たす団体が協議会ということになります。

岐阜県では、動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓発を促進し、人と動物とが共生できる心の豊かな社会づくりを実現するため、平成16年3月に岐阜県動物愛護推進協議会を設置しました。

現在の構成団体は、公益社団法人岐阜県獣医師会、岐阜大学応用生物科学部、岐阜県動物愛護センター、岐阜市保健所生活衛生課、岐阜県動物愛護ネットワーク会議です。

2 活動内容

1) 動物愛護推進員の委嘱の推進

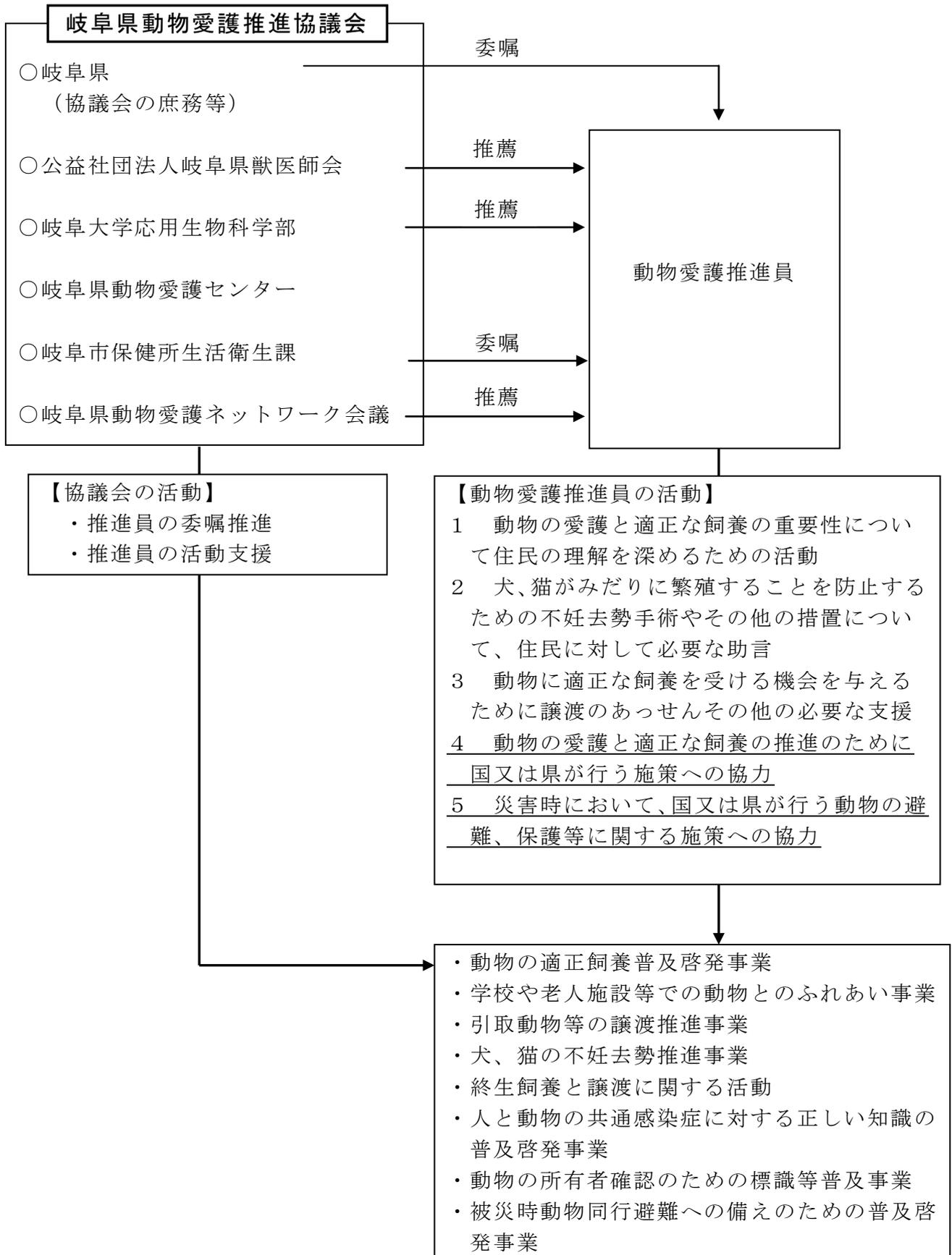
動物愛護管理の普及啓発を行なっている団体の多くは、それぞれの団体に属している会員の資質や活動実績を把握しており、これらの団体が動物愛護推進員の推薦母体になることは、会員の中で推進員にふさわしい人材を推薦できるというメリットがあります。

岐阜県では、協議会構成団体からの推薦と一般公募の2つの方法で動物愛護推進員を委嘱しています。

2) 動物愛護推進員の活動に対する支援

協議会では、定期的に会議を開催し、動物愛護行政のあり方、動物愛護推進員の活動に対する支援等動物の愛護と適正飼養の推進に関することを協議しています。

動物愛護推進員と協議会の関係を例示すると次のようになります。



Ⅲ- i 岐阜県での動物愛護推進員の活動事例

これまで岐阜県動物愛護推進員として次のような活動を実施いただいています。その他、新たな活動をされる場合は事前にお住まいを管轄する保健所へご相談ください。

○動物愛護教室

保健所が実施する小学生を対象とした動物愛護教室に参加しています。子供達へ、動物の適正な飼養方法や学校飼育動物の飼養方法についての講義や、動物とのふれあいによる動物愛護の普及啓発を行っています。

○愛犬のしつけ方教室

保健所が実施する一般の犬の飼い主を対象とした愛犬のしつけ方教室に講師として参加しています。その他、市町村等が主催する教室の講師として参加しています。

○犬猫の譲渡推進

保健所に収容された犬猫の中で譲渡適性のあるものについて、新たな飼い主を探しています。また、継続飼養ができなくなった飼い主等からの相談に応じて、新たな飼い主のあっせんをしています。

○保健所から譲渡された犬猫の健康診断（獣医師のみ）

保健所から譲渡された犬猫について、一定項目の健康診断を実施しています。

○岐阜県動物愛護フェスティバルにおける動物愛護の普及啓発

岐阜県内5圏域を持ち回りで開催される岐阜県動物愛護フェスティバルに参加し、動物愛護の普及啓発を実施しています。

Ⅲ- ii 岐阜市での動物愛護推進員の活動事例

○飼い主不明な猫不妊手術実施時における識別処置（協力動物病院）

岐阜市が実施する飼い主不明な猫不妊手術補助金交付事業において、飼い主不明な猫の不妊手術実施の際の識別処置（耳V字カット）について、協力いただいています。

○動物愛護普及啓発

イベント・勉強会等の開催により、動物愛護の推進を図るとともに、飼い主への適正飼養、不妊手術の必要性に関する助言等を行い、動物愛護普及啓発を実施しています。

○岐阜県動物愛護フェスティバルにおける動物愛護の普及啓発

岐阜県内5圏域を持ち回りで開催される岐阜県動物愛護フェスティバルに参加し、動物愛護の普及啓発を実施しています。

IV 動物愛護推進員活動の参考となるQ & A

Q 動物愛護や適正飼養の指導などを所管している部署はどこですか。

A 岐阜県の担当部署は次のとおりです。

機関名	担当課	電話番号	担当区域
岐阜保健所	生活衛生課	058-380-3003	羽島市、各務原市、岐南町、笠松町
本巣・山県センター	生活衛生課	058-213-7268	山県市、瑞穂市、本巣市、北方町
西濃保健所	生活衛生課	0584-73-1111 (代)	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐センター	生活衛生課	0585-23-1111 (代)	揖斐川町、大野町、池田町
関保健所	生活衛生課	0575-33-4011 (代)	関市、美濃市
郡上センター	生活衛生課	0575-67-1111 (代)	郡上市
中濃保健所	生活衛生課	0574-25-3111 (代)	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃保健所	生活衛生課	0572-23-1111 (代)	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那保健所	生活衛生課	0573-26-1111 (代)	中津川市、恵那市
飛騨保健所	生活衛生課	0577-33-1111 (代)	高山市、飛騨市、白川村
下呂センター	生活衛生課	0576-52-3111 (代)	下呂市
動物愛護センター	動物愛護課	0575-34-0050	
岐阜市保健所	生活衛生課	058-252-7195	岐阜市

Q 動物愛護推進員の具体的な役割がはっきりしていません。

A 動物愛護推進員の役割は、動物の譲渡あっせんや飼育の相談等を通じて、それぞれの地域で動物愛護の普及を図ることです。

Q ペットショップなどの施設に立ち入れるようにしてほしいのですが。

A ペットショップに限らず動物取扱業の施設に立ち入ることは、公権力の行使になりますから、公務員又はこれに準ずる身分が必要になります。法の趣旨からいうと、動物愛護推進員の役割は地域の相談者として動物愛護の普及を図るためのボランティアなので、悪質業者の摘発のように権力的な活動はできません。

行政と民間の役割分担の中で、担当部所への情報提供など行政と連携をとってください。

Q 活動中に事故が発生した場合、どうすればよいですか。

A 基本的に活動中に交通事故を起こしたり怪我をしたりしても、法的な補償はありません。県では、動物愛護推進員の方（獣医師を除く）のボランティア保険に加入しているので、ある程度の補償を受けられる場合があります。

Q 飼い主が犬に餌も水も十分にやっています。虐待しているのではないのでしょうか。

A 動物の愛護及び管理に関する法律第44条では、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者について、罰則規定を設けています。具体的には、「適正にエサ及び水を与えること」、「動物の健康状態を把握し、異常を認めた場合には必要な措置を講ずること」、「汚物及び汚水を適正に処理すること」などです。その事例が虐待に当たるかどうかについては、程度、期間、犬の健康状態及び指導による改善状況などについて、総合的に判断する必要があります。

客観的に見て虐待と思われる場合は、保健所と警察署に相談してください。

Q 猫が血を吐いて死んでおり、毒殺が疑われるのですが、どうすればよいのでしょうか。

A 血を吐いて死んでいる原因は、交通事故や感染症の場合も考えられます。毒物によるものかどうかは検査が必要です。事件性があると判断されれば警察署で捜査しますから、相談してみてください。保健所にも連絡をお願いします。

Q 動物の売買に関する問題はどこに相談すればよいですか。

A 動物の取扱いに起因する問題は、保健所に相談してください。料金や保証など契約内容に関する場合は、消費者センター等で対応できる場合もあります。

動物は命あるものとはいえ、民法上は物品の売買に当たりますから、トラブルの多くは引き渡された商品について争われることとなります。また、モノであれば代替品と交換することで解決しますが、動物の場合はそのように割り切ることができないため、解決をより困難にします。

Q 公園の犬・猫の問題があり、活動をしたいのですがどうすればよいですか。

A 公園での犬のノーリードや猫の餌やりの問題は、基本的には公園管理上の問題であると考えられますが、解決へのノウハウを持っていない場合、立入り禁止、餌やり禁止といった単純な対応になりがちです。このため、ボランティアと保健所が、公園管理担当部署と連携して対応する必要があります。

Q いなくなった飼い犬・飼い猫を、どのように捜したらよいですか。

A まず、できるだけ早く多くの手段を講じて捜すことが肝心です。時間がたつほど発見が困難になり、事故にあふ確率も高くなります。

○自分で捜す

猫の場合は、まず家の中を十分に捜します。次に、車の下、植え込みの中、縁の下などを重点的に捜します。特に家の外に出たことの少ない猫では、このような物陰にうずくまっている場合が多いようです。通常半径 300m 程度の範囲内にいる可能性が高いのですが、発情期の雄猫では 500m 位の範囲を捜す必要があります。

犬の場合は、まず自宅近辺の道路、近所の家の庭、公園等を重点的に捜します。犬の名前を呼びながら捜す方法が効果的です。通常半径 500m 程度の範囲内にいる可能性が高いのですが、若い雄犬で 1 日 10 数 km も走った例もあります。

○関係機関に問い合わせる

まず、最も情報を多く持っている可能性の高い保健所に電話で問い合わせてください。保護した人が届け出るケースもありますので、警察署の会計係や市町村にも問い合わせてください。

万一死亡した場合は、道路管理事務所に連絡が入っている可能性が高いので、そちらへも問い合わせてください。

Q 保健所では、収容した犬・猫を何日間管理するのですか。

A 飼い主の判明しない犬や猫を収容した場合は、市町村に「公示」手続きをして、決められた日数管理します。この日数は、犬では「狂犬病予防法」で3日と決められていますが、岐阜県では犬は5日、猫は3日、岐阜市では犬は8日、猫は3日としています。

なお、飼い主からの引取りの場合は、所有権の放棄がはっきりしていますから、施設の実情に応じて処分または譲渡しています。

Q 保護した迷い犬を自分の犬として飼いたいのですが。

A まず、飼い主が捜していないか調べることから始めます。飼い主から問い合わせが来ているかもしれないので、保健所と最寄りの警察署に連絡してください。

Q 犬に咬まれた場合、どうすればよいでしょうか。

A 日本では、1957年以降狂犬病は発生していないので、不必要に心配することはありません。ただ、犬の口の中にはいろいろな雑菌がいますから、傷口を洗浄消毒して、できるだけ早く医師の診断を受けたほうがよいでしょう。

同時に、保健所に被害について連絡してください。県条例で、犬が人に危害を加えたとき、犬の飼い主はその事故について届け出ることが義務付けられています。さらに、咬んだ犬に獣医師による狂犬病の検診を受けさせるとともに、事故の再発防止を図らなければなりません。

狂犬病は今日でも海外の多くの国で発生しており、発病すれば致死率がほぼ100%になる恐ろしい病気です。日本に侵入してきたときに備えて、飼い犬には年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが必要です。

海外で犬や野生動物にかまれた場合は、現地の医療機関にかかり、帰国後すみやかに医師の診断を受けてください。狂犬病多発国への渡航の際は、人の狂犬病ワクチンもありますので、あらかじめ受けておくと安心です。

Q ガードレールにつながれたままの犬がいる、と近くの住人から通報がありました。

A 公園、道路などに犬だけがつながれたままになっている場合、飼い主が何らかの事情で一時的につないだとも考えられ、すぐに保健所に収容してしまうと、後々トラブルとなる可能性があります。とはいえ、公共の場所に犬だけが放置されている状態では、事故防止と動物愛護の面で問題があります。

このような場合は、つながれている状況やどのくらい時間が経過しているかなどを、周辺の住民等に確認する必要があります。また、公園であれば管理事務所、道路であれば近くの交番などに、状況を確認してもらうよう依頼する方法もあります。

犬の状況や気候にもよりますが、1日近く放置されている場合は、誰かが保護するか、保健所に連絡してください。

Q 川の中やビルの上にいる猫の救助はどこに連絡するとよいですか。

A どのような場所でも、管理者に無断で立ち入ることはできないので、まずは管理者に連絡します。たいていの場合管理者は対応できず、動物のことなので保健所に連絡することになります。が、保健所では基本的に犬を捕獲する技術はあっても、高いところへ登ったり深いところへ潜ったりするための技術や機材はないのが普通です。

ときどき、消防車が出動して猫を救助した、というような事例がニュースになりますが、消防署は原則としては火災や人の救助のための機関です。

このように、専門に扱う機関がない以上、ケースバイケースで技術を持った機関の協

力を得て対処するしかありません。

Q 飼い主が死亡し、犬・猫が取り残されたのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 動物は、法的には動産として扱われるので、相続人が所有者となります。

親族や後見人がいる場合は、その人が引き続き飼うか、飼えない場合は譲渡先を探してもらいます。所有権を受け継いだ人の意思を確認せずに、ボランティアが譲渡することはできません。やむを得ない事情と判断できれば、所有権を受け継いだ人の申し出により、保健所で引き取ることもできます。

身寄りのない方の場合は、区市町村の福祉担当者など関係機関と連携して対処します。

Q 借家人が犬・猫を置き去りにして失踪した、という家主から相談を受けました。

A 動物は家財道具と同様に動産で、家主といえども勝手に処分することはできません。

まず、保証人や親族など、引き取り先を探してもらいます。全く不明の場合は、裁判所の手続き（強制執行手続きによる明け渡し、財産の差押・競売）を経て、動物の所有権が家主に移転すれば、家主が所有者となりますから、弁護士や裁判所に相談してもらうのがよいでしょう。

新たな所有者である家主が飼えない場合は、本人かボランティアが譲渡先を探すことになるでしょう。また、引き取り先を探す期間や裁判手続き中は、家主が動物を保管することになります。

Q 動物から人に移る病気はありますか。

A 人と動物との共通感染症は、「動物由来感染症」、「人畜共通感染症」、「ズーノーシス」とも呼ばれており、人と動物との共通の感染症です。世界保健機関（WHO）では、「脊椎動物と人の間で自然に移行するすべての病気または感染」と定義しています。

世界では約 200 種類近くの感染症が知られ、日本では 100 種類程度あると言われています。人と動物との共通感染症を予防するためには、病気に対する正しい知識を持つことが必要です。また、日ごろ動物と接する際に注意することは、

- ・口移しで食べ物を与えたり同じ布団で寝るなど、動物との過剰なふれあいは控える
- ・動物に触ったら手を洗う
- ・動物の排泄物は速やかにかたづける
- ・動物を室内で飼育するときは清掃や換気を心がける
- ・動物の具合が悪くなったら動物病院に相談する
- ・自分や家族の体調が悪いときは、医師に動物を飼育していることを伝える

などです。

V 岐阜県及び岐阜市が行う動物愛護推進事業の年間計画（予定） （平成27、28年度）

○動物愛護教室

動物愛護思想及び動物の適正飼養の普及啓発を図るには、次代を担う子供たちに対する教育が不可欠です。

そこで、岐阜県では小学生を対象として動物についての理解、生命を慈しむ心の育成、動物愛護意識の高揚及び動物による危害の防止を目的とした動物愛護教室を保健所毎に開催します。開催時期は5月から翌年1月までの間です。

○愛犬のしつけ方教室

犬を飼う人が増える一方で、不適正な飼養による犬及び猫に関する苦情は多く、保健所に収容される犬もいます。また、犬による咬傷事故は、全国で年間数千件の発生があり、その中には人の生命にかかわる重大な事故につながる例もあります。

さらに、災害時にはペットを連れて避難する飼い主が多いと予想され、人の生命、身体、若しくは財産に害を加えないよう日常からしつけを行うことは重要なことです。

これらのことから、岐阜県では基本的な犬の「しつけ方法」等を広く普及し、犬の適正飼養の推進を図るために愛犬のしつけ方教室を保健所毎に開催します。開催時期は5月から翌年1月までの間です。

また、岐阜市では平成27年度より、犬同伴のしつけ方教室を年2回開催します。

○動物愛護推進員活動支援事業

岐阜県では平成16年度から動物愛護推進員（以下「推進員」という）を委嘱し、地域における動物飼養に関する様々な問題の解消に取り組んできたところであり、「岐阜県動物愛護管理推進計画」の具体的な取り組みの中でも推進員の活動の促進に努めることとしています。

今後ますます活躍が期待されている推進員が、その役割を十分に果たせるよう、本事業を通じて県が推進員活動の環境を整備し、その活動を支援することにより、県民に対する動物の愛護及び適正飼養等の普及啓発を図ります。開催時期は5月から翌年1月までの間です。

○動物愛護フェスティバル

動物とのふれあいを通じて、子どもたちに生命のぬくもりや尊さ、そして人と動物は支え合って生きていることを実感し、動物愛護精神の大切さを知ってもらうため、毎年動物愛護週間に合わせて、「動物愛護フェスティバル」を開催しています。

県、公益社団法人岐阜県獣医師会及び開催市で実行委員会を立ち上げ、フェスティバルを開催します。

平成27年度開催予定 東濃圏域

平成28年度開催予定 中濃圏域

○動物愛護センターのイベント

岐阜県では、平成26年4月に動物愛護の拠点施設として美濃市に動物愛護センターを開所しました。動物愛護センターでは、犬のしつけ方教室及び動物愛護教室等を定期的に開催しています。詳細については、動物愛護センターのホームページで確認いただくか、電話でお問い合わせください。

○飼い主不明な猫不妊手術実施時における識別処置

岐阜市では、「飼い主不明な猫不妊手術補助金交付事業」において、飼い主不明な猫の不妊手術実施の際の識別処置（耳V字カット）を協力動物病院にて実施します。

VI 動物由来感染症について

「動物由来感染症」とは動物から人に感染する病気の総称です。動物由来感染症には、人も動物も重症になるもの、動物は無症状で人が重症になるもの、その逆で人は軽症でも動物は重症になる病気など、病原体によってさまざまなものがあります。

こんなことに注意しましょう！

○犬の予防注射と登録等

犬の飼い主には狂犬病予防法で飼い犬の登録と狂犬病予防注射、鑑札と注射済票の装着が義務付けられています。

○過剰な触れ合いは控えましょう

細菌やウイルス等が動物の口の中や爪にいる場合があるので、口移しでエサを与えたり、スプーンや箸の共用は止めましょう。動物を布団に入れて寝ることも、濃厚に接触することになるので要注意です。

○動物に触ったら必ず手を洗いましょう

動物は自身には病気を起こさなくても、ヒトに病気を起こす病原体を持っていることや、動物の毛に寄生虫の卵等が付いていることがあります。また、知らないうちに動物の唾液や粘液に触れる、傷口等に触ってしまうこともあるので、動物に触ったら必ず手を洗いましょう。

その他、動物から排泄された糞等から病原体を吸い込むこともあるので、糞等は速やかに処理し、よく手を洗う等の注意が必要です。

○動物の身の回りは清潔にしましょう

飼っている動物はブラッシング、爪切り等、こまめに手入れをして清潔にしておきましょう。小屋や鳥かご等はよく掃除をして清潔に保ちましょう。タオルや敷物、水槽等は細菌が増殖しやすいので、こまめな洗浄が必要です。

○糞尿は速やかに処理しましょう

糞尿が乾燥すると、その中の病原体が空気中に漂って、吸い込みやすくなります。糞尿に直接触れたり吸い込んだりしないよう気をつけ、早く処理しましょう。

○室内で鳥を飼育するときは喚起を心掛けましょう

羽毛や乾燥した排泄物、塵埃等が室内に充満しやすくなります。ケージや室内のこまめな清掃の他、定期的な換気に努めましょう。

○砂場や公園で遊んだら、必ず手を洗いましょう

動物が排泄行為を行いやすい砂場や公園は注意が必要です。特に子供の砂遊び、ガーデニングで草むしりや土いじりをした後は、十分に手を洗いましょう。また、糞を見つけたら速やかに処理しましょう。

○野生動物の家庭での飼育や野外での接触は避けましょう

野生動物はどのような病原体を保有しているか分かりません。野生動物にはむやみに触らないようにしましょう。また、野生動物保護の観点からも、野生動物の飼育を避けましょう。なお、野生動物の肉（ジビエ）を食べる場合は、生食をせず、中心部までしっかり加熱しましょう。

主な動物由来感染症

	病原体	感染動物	動物の症状	人の症状	感染経路	人への感染予防	その他
狂犬病	ウイルス	全ての哺乳類	沈うつ、興奮、麻痺、死亡	動物と同じ	咬傷	<ul style="list-style-type: none"> ・海外ではむやみに動物に触らない。 ・渡航先で狂犬病の恐れのある犬等に咬まれたらすぐに傷口を石けんときれいな水でよく洗い、速やかに医療機関で傷の処置と治療、狂犬病ワクチンの接種等をうける。 ・狂犬病流行地で犬に接する機会がある場合、渡航前にワクチンを接種する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本では 1957 年を最後に国内動物での発生なし。2006 年、海外で犬に咬まれて感染し、帰国後に発症した 2 名の死亡事例あり。 ・世界のほとんどの地域で発生。特にアジアとアフリカでの発生が多い。 ・発症すると 100%死亡。
鳥インフルエンザ	ウイルス	鶏などの家禽、野鳥	元気消失、チアノーゼ、顔面の浮腫、突然の死	発熱、感冒、死亡	接触、経気道、経口	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザの流行地域では病気の鳥や死んだ鳥に近づかない、さわらない。 ・国内の鳥で発生があった場合、防疫作業に従事する者等は徹底した感染防御と健康管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H5N1 亜型の感染はアジア・アフリカ等で拡大。感染した鳥や死亡した鳥と接触した人で感染事例あり。
レプトスピラ症	細菌	犬、ネズミ、家畜、野生動物	犬：無症状、発熱、出血、腎炎、黄疸、死亡 ネズミ：無症状	無症状、悪寒、頭痛、筋肉痛、黄疸、出血傾向、蛋白尿、死亡	経口、皮膚	<ul style="list-style-type: none"> ・レプトスピラ保菌動物であるネズミ等の駆除や衛生環境を改善する。 ・感染の可能性のある動物と接触する場合は手袋やゴーグル等を着用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保菌動物（犬、ネズミ等）の尿中に菌が排出。菌は水の中で長期間生存可能。 ・全国で散発的に発生。地域によっては集団発生あり。

サルモネラ症	細菌	爬虫類（ミドリガメ、イグアナ等）、犬、猫、牛、豚、鶏	無症状、下痢	腹痛、下痢、発熱	経口	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットの飼育環境を清潔に保つ。特に下痢をしている動物や爬虫類の世話をした後には石けん等を使って十分に手を洗う。 ・免疫機能の低い人（新生児や乳児、お年寄り等）がいる家庭での爬虫類の飼育は控える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の文献によると、カメ等の爬虫類の50～90%がサルモネラ菌を保有。日本でも子供がペットのミドリガメから感染し、重症となった事例あり。
ブルセラ症	細菌	牛、豚、山羊、犬、羊	流産、不妊、精巣炎、関節炎、乳房炎、	全身的な頭痛感、倦怠感、衰弱、うつ状態、発熱	経口、接触	<ul style="list-style-type: none"> ・感染動物の根絶 ・乳と乳製品の適切な加熱処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・地中海沿岸の国々、南アメリカ、中央アメリカ、東ヨーロッパ、アジア、アフリカ、中東、カリブ海の諸国で発生が多い。 ・日本でも感染事例あり。
カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症	細菌	猫、犬	無症状	発熱、倦怠感、腹痛、吐き気、頭痛等。まれに重症化して、敗血症や髄膜炎。播種性血管内凝固症候群(DIC)や敗血症性ショック、多臓器不全に進行して死に至ることあり。	咬傷、搔傷	<ul style="list-style-type: none"> ・動物との節度あるふれあいを心掛け、咬まれたり、引っ搔かれたりしないように気を付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犬や猫等の動物の口の中に普通に見られる細菌 ・患者の大半が40代以上で、男性が70%近くを占める。

<p>コリネバクテリウム・ウルセランス感染症</p>	<p>細菌</p>	<p>犬、猫、家畜（牛等）</p>	<p>くしゃみ・鼻汁等の風邪様症状や皮膚病</p>	<p>発熱・鼻汁等風邪に似た症状の後、咽頭痛や咳 扁桃や咽頭等に偽膜形成</p>	<p>接触</p>	<ul style="list-style-type: none"> くしゃみや鼻汁等の風邪様の症状や皮膚病を呈している動物との接触を控え、動物と触れ合った後は手洗い等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内では、猫との接触またはその飛沫による感染が強く疑われた事例あり。
<p>オウム病</p>	<p>クラミジア</p>	<p>鳥（オウム、セキセイインコ等）</p>	<p>無症状</p>	<p>発熱、咳、肺炎、筋肉痛 重症になると呼吸困難・意識障害等。診断が遅れると死亡する場合あり。</p>	<p>飛沫、経口</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鳥飼養時は、ケージ内に羽や糞が残らないよう常に清潔を心がけ、鳥の世話をした後は、手洗いうがいをする。 口移しでエサを与えない等、節度ある接し方をする。 鳥を飼っている人が治りにくい咳や息苦しさ等の症状を感じたらオウム病を疑って受診し、鳥を飼っていることを医師に伝える。 鳥が元気のない時や死んだ時に人が上記のような症状を感じたら速やかに受診する。 信頼のおけるペットショップで健康な鳥を購入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年、国内の動物展示施設で従業員や来場者の集団感染あり。

トキソプラズマ症	原虫	猫、犬、家畜（豚、羊）	無症状 重症化すると呼吸困難や視力障害、神経症状	無症状、流産、水頭症	経口	<ul style="list-style-type: none"> ・生肉の喫食を避ける。 ・猫の糞便を処理した後は手洗いをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦は注意が必要。
皮膚糸状菌症	真菌	うさぎ、ハムスター、犬、猫	脱症状、円形脱毛、かゆみ	円形発赤、水ぶくれ	接触	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育環境を衛生的に保つ。（特に湿った環境で発生しやすい） 	<ul style="list-style-type: none"> ・免疫の弱っている幼弱動物や、湿気のために皮膚が弱っていると皮膚糸状菌が侵入しやすい。 ・人は腕や首回り等直接動物と接する場所で病変が見られやすい。
エキノコックス	寄生虫	幼虫：野ネズミ、豚 成虫：キツネ、犬	無症状、下痢	無症状、肝腫大、腹痛、黄疸	経口	<ul style="list-style-type: none"> ・キタキツネ等との接触を避け、外出後は手をよく洗う。 ・キツネを人家に近づけない。（生ゴミ等の放置、給餌をしない。） ・沢や川の生水は煮沸してから飲む。 ・山菜や野菜、果物等をよく洗ってから食べる。 ・感染した野ネズミの捕食を防ぐため犬の放し飼いをしない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本では、北海道のキタキツネが主な感染源。糞中にエキノコックスの虫卵を排出。放し飼いをした犬もキタキツネ同様に感染源となる。
回虫	寄生虫	猫、犬、キツネ、タヌキ、アライグマ	無症状、下痢、嘔吐	発熱、脳炎、視力低下	経口	<ul style="list-style-type: none"> ・犬・猫に触ったり、砂場で遊んだ後は手をよく洗う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・免疫力の弱い人や幼児は、回虫卵が腸の中で孵化し、幼虫が肝臓、目、神経等の全身の内臓に移動していろいろな症状がでることがある。

岐阜県動物愛護推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、地域における動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓発を推進するために設置する岐阜県動物愛護推進員（以下「推進員」という。）について必要な事項を定める。

(委嘱及び委嘱期間)

第2条 推進員は、次の事項のすべてを満たす者で、岐阜県動物愛護推進協議会の構成団体から推薦を受けた者又は公募者から選出し、知事が委嘱する。

(1) 岐阜県内(岐阜市を除く。)に居住する県民又は動物愛護に関する活動拠点が岐阜県内(岐阜市を除く。)にある者で、満20歳以上の者。

(2) 動物の愛護及び適正な飼養の推進に熱意と良識を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者。

(3) 法その他動物関連法令に反する行為等により、県又は市町村から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことがない者。

(4) 第6条の規定により、推進員を解任されたことがない者。

(5) 県が主催する講習会を受講できる者。ただし、講習内容について既に知識があると知事が認めた場合には、その受講を免除することができる。

2 推進員の任期は2年間とする。ただし、岐阜県動物愛護推進協議会の構成団体から推進を受けた推進員が欠けた場合は、前任者の残任期間内で後任の推進員を委嘱することができる。

3 知事は、推進員に対し、「動物愛護推進員の証」（別記様式1）を交付する。

4 推進員は、宣誓書（別記様式2）を知事に提出する。（ただし、再任の場合は除く。）

5 推進員は再任することができる。

(遵守事項)

第3条 推進員は、次の事項に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 活動を行う上で知り得た情報は、第三者に漏らさないこと。なお、推進員としての任を解かれた後も同様とする。

(2) 活動に当たっては、公正かつ親切な態度を努めること。

(3) 活動に当たっては、「動物愛護推進員の証」を携行し、相手から求めがあった場合には提示すること。

(4) 推進員の身分を私的な利益のために用いないこと。

(推進員の活動)

第4条 推進員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- (2) 県民に対し、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- (3) 犬、猫等の動物の所有者等に対し、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- (4) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために、県、市町村及び岐阜県動物愛護推進協議会が行う事業に協力をすること。
- (5) 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

(保健所等との連携)

第5条 推進員は、活動に際し最寄りの保健所及び保健所センターとの連絡を密にし、必要に応じ連携して業務を行わなければならない。

(解任)

第6条 知事は、推進員が次のいずれかに該当すると認めた場合には、これを解任することができる。

- (1) 推進員としてふさわしくない場合
- (2) 本人より申し出があった場合

(報告)

第7条 推進員は、当該年度の活動状況について翌年度の5月末日までに活動報告書(様式)を知事に提出しなければならない。

附則

- 1 この要綱は平成16年5月27日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成16年度に委嘱した推進員の任期は、平成18年3月31日までとする。

附則

- 1 この要綱は平成19年2月20日から施行する。
- 2 この要綱は平成23年6月10日から施行する。
- 3 この要綱は平成25年9月1日から施行する。
- 4 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

岐阜市動物愛護推進員要綱

平成 16 年 5 月 31 日決裁

改正 平成 19 年 3 月 30 日決裁

改正 平成 25 年 8 月 27 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 38 条の規定に基づき、地域における動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓発を推進するために設置する岐阜市動物愛護推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱等)

第 2 条 推進員は、法第 39 条の規定により設置される岐阜県動物愛護推進協議会の構成団体から推薦を受けた者の中から市長が委嘱する。

2 前項の推進員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に居住する者又は動物愛護の活動拠点が市内にある者

(2) 動物の愛護及び適正な飼養の推進に熱意及び良識を持っている者

3 推進員の任期は、2 年間を超えない範囲で、市長が定める期間とする。

4 推進員は、再任されることができる。

(講習会の受講)

第 3 条 推進員は、市又は岐阜県が主催する講習会を受講しなければならない。ただし、講習内容についてすでに知識があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(推進員の活動)

第 4 条 推進員は、次に掲げる活動を行う。

(1) 犬、猫等の動物の愛護及び適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

(2) 住民に対し、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

(3) 犬、猫等の動物の所有者等に対し、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。

(4) 犬、猫等の動物の愛護及び適正な飼養の推進のために、国、市及び岐阜県動物愛護推進協議会が行う事業に協力をする事。

(5) 災害時において、国、岐阜県又は市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする事。

(市との連携)

第 5 条 推進員は、活動に際し市との連絡を密にし、必要に応じ連携して業務を行わなければならない。

(解任)

第6条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、これを解任することができる。

(1) 推進員としてふさわしくない行為を行った場合

(2) 本人より申出があった場合

(報告)

第7条 推進員は、当該年度の活動状況について翌年度の5月末日までに活動報告書(様式)により市長に報告しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成16年度に委嘱した推進員の任期は、平成19年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

岐阜県動物愛護推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓発を推進し、人と動物とが共生できる心の豊かな社会づくりを目指し、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、岐阜県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 動物愛護推進員の委嘱の推進に関すること
- 二 動物愛護推進員の活動に対する支援等に関すること
- 三 動物の愛護及び適正な飼養の推進に関すること
- 四 災害時の動物救援に関すること
- 五 県の動物愛護行政のあり方に関すること

(協議会の構成等)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体をもって構成し、その団体の代表者等を協議会委員とする。

2 協議会に会長を置き、委員の中から岐阜県健康福祉部長（以下「健康福祉部長」という。）が指名する。

3 会長は、協議会の会議を主宰をする。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ健康福祉部長の指名する者がその職務を代理する。

5 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、健康福祉部長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 健康福祉部長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、岐阜県健康福祉部生活衛生課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、健康福祉部長

が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年3月22日から施行する。
- 2 第3条第5項の規定にかかわらず、平成15年度に就任した委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

別表

公益社団法人岐阜県獣医師会
岐阜大学応用生物科学部
岐阜県動物愛護センター
岐阜市保健所生活衛生課
岐阜県動物愛護ネットワーク会議